

## 令和4年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について

### 1. 国保制度改革

国民健康保険（以下「国保」という。）は、加入者の年齢が、被用者保険より高く、必然的に医療費が多くかかります。

また、年金生活者や非正規雇用の方などの割合が高く、所得に対する保険料負担が重いと言われています。

こうした国保の構造的な課題の解決を図るため、3,400億円の財政支援の拡充が行われるとともに、平成30年度から国保運営の在り方が見直されました。

### 2. 国保財政の仕組み 別紙1参照

これまで、市町村ごとに国保は運営されてきましたが、平成30年4月からは、県も国保運営に加わりました。

県は、県民の方から直接、保険料を集めるのではなく、市町村を通じて、国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）という形で集め、これに国費などの公費等を加え医療費（保険給付費）などの支払いを行っていきます。

具体的には、県は、県全体の医療費等を推計し、県に入ってくる公費等を除いた部分を市町村から納付金として集めることになります。

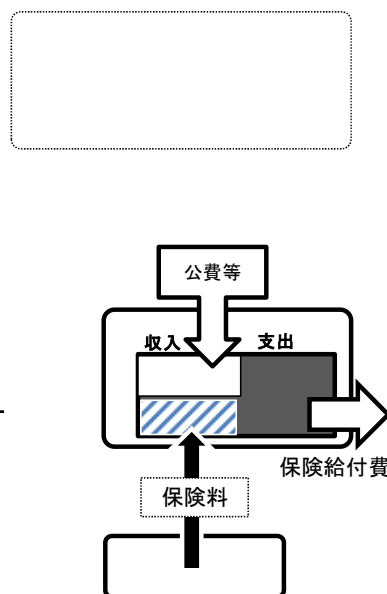
#### 【参考】財政のしくみ（医療費（保険給付費）の場合）

【改革前】

都道府県

市町村  
国保特別会計

住民

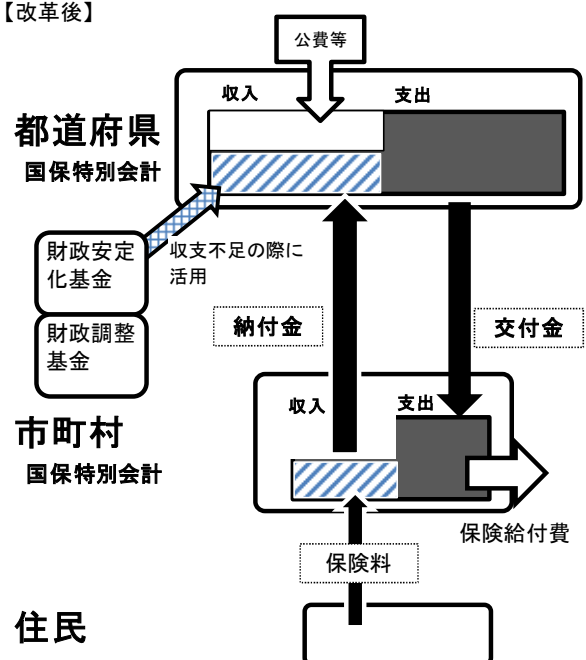


【改革後】

都道府県  
国保特別会計

市町村  
国保特別会計

住民



納付金は、医療費（保険給付費）を賄う「医療分」に加え、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度への拠出金である「後期高齢者支援金分」、40歳以上が納める「介護納付金分」の区分ごとに算定する必要があります。

納付金は、市町村ごとの医療費水準、所得水準、被保険者数、世帯数などに応じて、県が各市町村に割り振ります。

### 3. 納付金算定の前提条件 別紙2参照

令和4年度の医療費（保険給付費）は、令和2年度の実績と過去5年間の伸び率（平成27年度から令和2年度までの伸び率）を単年度化したもの、並びに推計被保険者数をもとに計算した額を各市町村の医療費の状況等に応じて補正し、約505億円と見込みました。

後期高齢者支援金及び介護納付金は、国から指示のあった算定式及び係数、並びに推計被保険者数をもとに、それぞれ約73億円、約21億円と見込みました。

被保険者数については、コーホート要因法（※）のうち単年度の移動率を用いて推計を行いました。

（※コーホート要因法）

「自然増減」（出生・死亡）及び「純移動」（資格取得・喪失）という二つの「変動要因」の将来値を仮定しそれに基づいて被保険者数の推計を行う方法です。

国保におけるコーホート要因法では、前年における1歳下の「被保険者数」に「移動率」を乗じることにより推計しています。

### 4. 算定結果

#### （1）納付金 別紙3参照

令和4年度に県が市町村から納付してもらう納付金総額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をあわせて約161億円（対前年度比で約8.1億円、約4.8%の減少）となっています。

令和4年度から団塊の世代の方々が国保から後期高齢者医療制度に移行し始める影響が大きく、納付金総額が減少となっています。

市町村は、直接交付されることになる国や県からの補助金等と被保険者からの保険料をもって、県に納付金を支払っていくことになります。

#### （2）一人当たり保険料収納必要額 別紙4参照

納付金の額に、健診などの保健事業に要する費用や市町村ごとに算定される国や県からの公費など、市町村の個別事情を加減算すると、市町村の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）が算出されます。

この保険料収納必要額を被保険者数で除したものが、一人当たりの保険料収納必要額（各市町村が集める保険料総額の1人分に相当する）となります。

令和4年度の算定では、県平均では1,943円、約1.8%の減少となっています。これは納付金総額が減少となったことによるものです。

### 5. 今後の対応（市町村） 別紙5参照

今後、各市町村では、県が今回示した納付金額をもとに令和4年度における自らの市町村の保険料率を検討されることとなります。

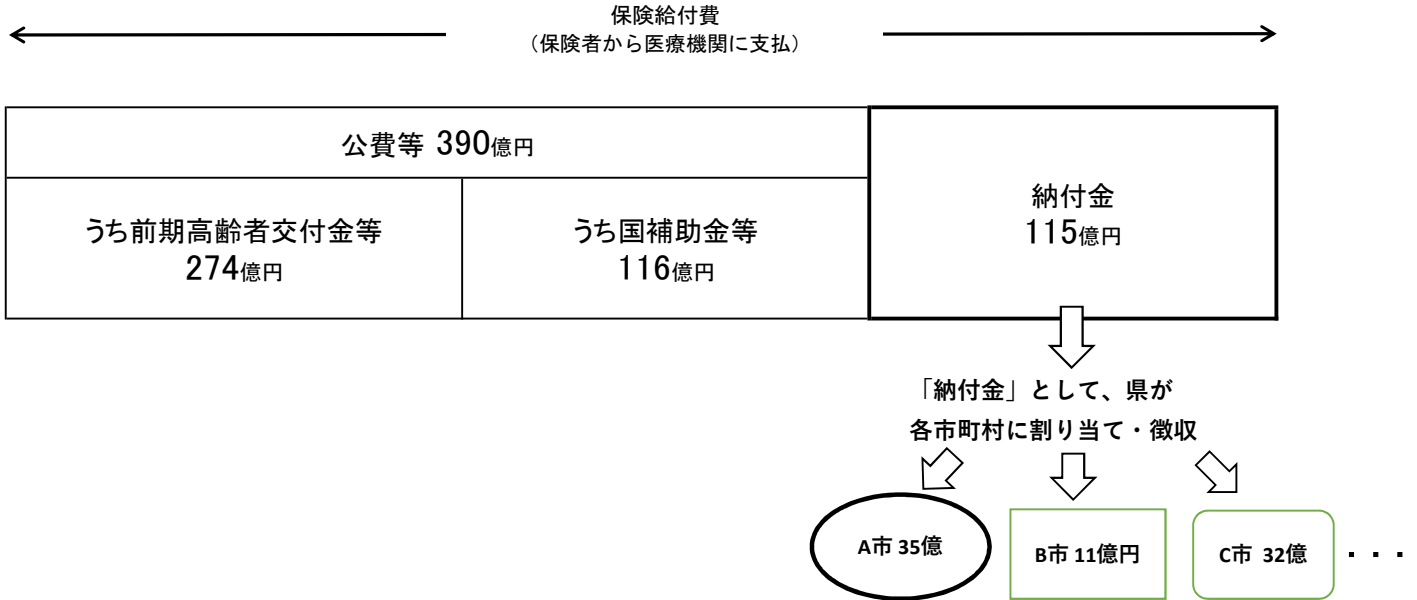
その際には、被保険者の負担増への配慮や、国保の財政調整基金などの活用も総合的に勘案しながら、検討が進められることとなります。

検討の参考のため別紙5のとおり、納付金額を踏まえ、都道府県統一の算定基準により市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」及び県内全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値である「都道府県標準保険料率」を算定し、示しています。

# 納付金等算定イメージ

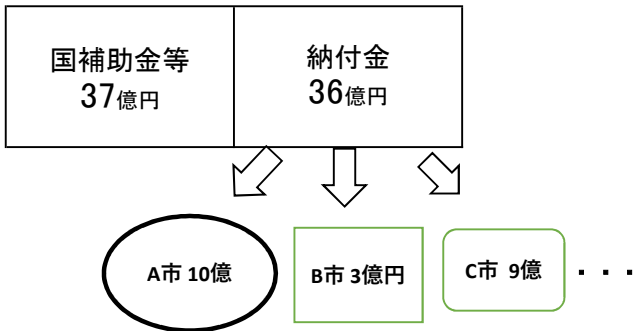
## 1. 納付金の割り振り(令和4年度ベース)

### (1) 医療費 505億円



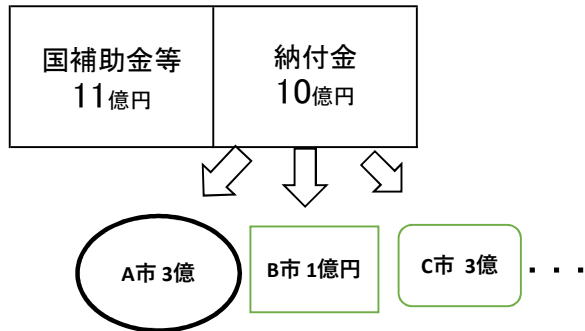
### (2) 後期高齢者支援金分 73億円

75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度に対する拠出金



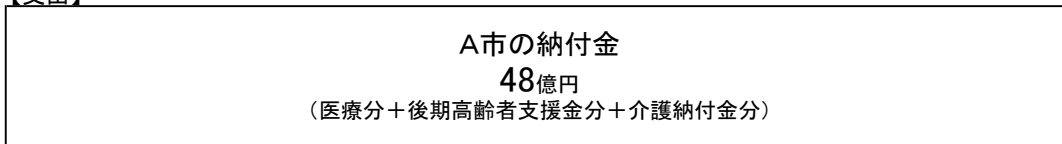
### (3) 介護納付金分 21億円

40歳以上が納める介護保険料(2号分)

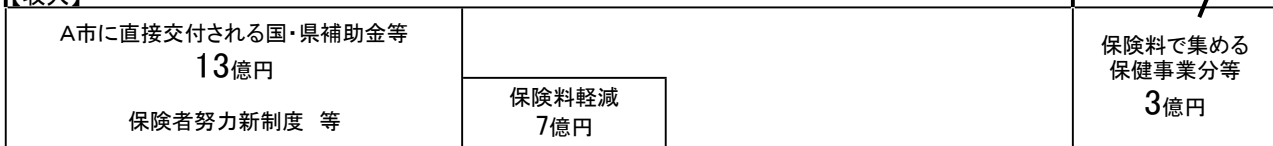


## 2. 保険料収納必要額 (A市の場合)

【支出】



【収入】



← 保険料収納必要額 →  
38億円

市町村ごとに制度や取組が異なるため納付金には含めないが、標準保険料の算定ベースには含めるもの  
 ・保健事業  
 ・直診勘定繰出金  
 ・その他諸費 等

# 医療費等の動向と令和4年度推計

資料(1)別紙2

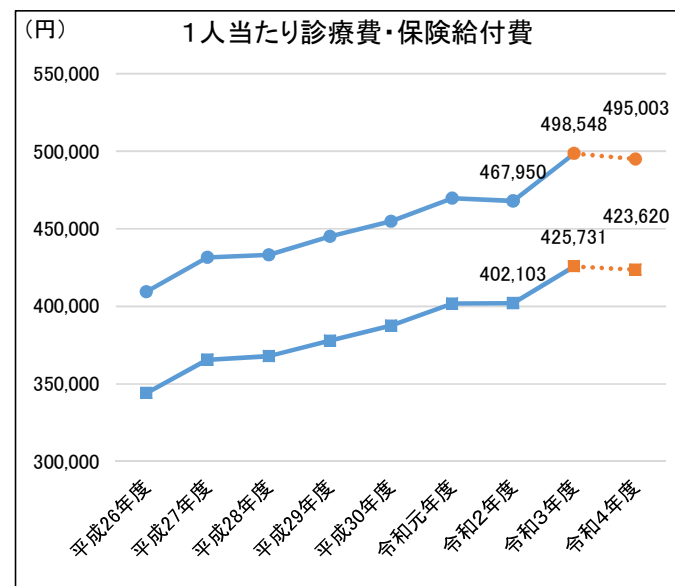
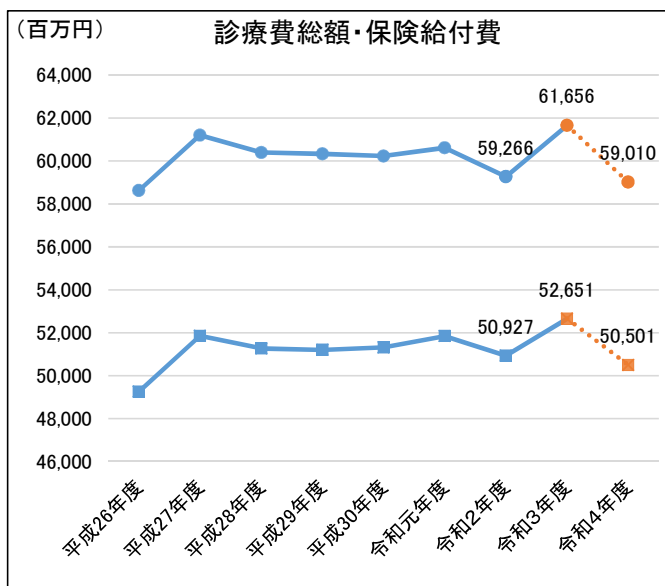
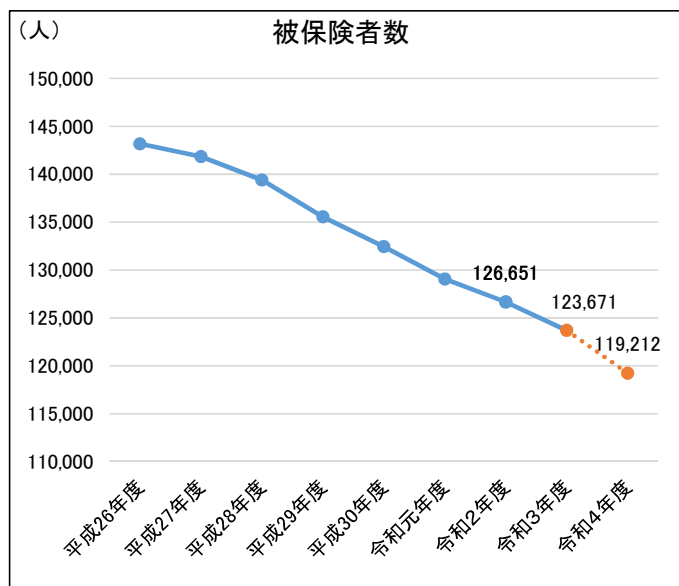
		一般被保険者数		診療費総額		1人当たり診療費		保険給付費		1人当たり保険給付費	
		年度平均	対前年度伸び率		対前年度伸び率		対前年度伸び率		対前年度伸び率		対前年度伸び率
		①		②		②/①		③		③/①	
		人	%	円	%	円	%	円	%	円	%
実績額 (事業年報)	平成26年度	143,161	—	58,621,981,828	—	409,483	—	49,253,522,563	—	344,043	—
	平成27年度	141,829	▲ 0.9	61,203,576,447	4.4	431,531	5.4	51,854,163,624	5.3	365,610	6.3
	平成28年度	139,386	▲ 1.7	60,391,273,108	▲ 1.3	433,266	0.4	51,267,923,227	▲ 1.1	367,813	0.6
	平成29年度	135,553	▲ 2.7	60,330,426,298	▲ 0.1	445,069	2.7	51,205,705,572	▲ 0.1	377,754	2.7
	平成30年度	132,433	▲ 2.3	60,231,276,039	▲ 0.2	454,806	2.2	51,319,119,183	0.2	387,510	2.6
	令和元年度	129,053	▲ 2.6	60,609,845,376	0.6	469,651	3.3	51,845,629,340	1.0	401,739	3.7
	令和2年度	126,651	▲ 1.9	59,266,322,425	▲ 2.2	467,950	▲ 0.4	50,926,729,233	▲ 1.8	402,103	0.1
納付金算定時の推計値	令和3年度	123,671	▲ 2.4	61,655,873,926	4.0	498,548	6.5	52,650,574,027	3.4	425,731	5.9
	令和4年度	119,212	▲ 3.6	59,010,308,081	▲ 4.3	495,003	▲ 0.7	50,500,600,277	▲ 4.1	423,620	▲ 0.5

(注1) 退職被保険者等分を含まない。

(注2) 診療費は、療養の給付費等(入院、入院外、歯科、調剤、食事療養・生活療養及び訪問看護)を計上し、療養費及び移送費は含まない。

(注3) 保険給付費は、療養給付費、療養費及び高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、育児諸費及びその他を合計し算出した。

(注4) 一般被保険者数は、3月～2月の年度平均、診療費総額及び保険給付費は、3月～2月診療ベースである。



令和4年度 国民健康保険事業費納付金

資料(1)別紙3

国保法第75条の7の規定に基づき、市町村が県に納付すべき金額

(単位:円)

	令和3年度 納付金合計 A	令和4年度 納付金合計 B			増減率 B/A-1	
		医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分		
松江市	4,733,030,944	4,546,655,162	3,213,987,571	1,023,235,219	309,432,372	▲ 3.9%
浜田市	1,336,215,942	1,254,519,303	920,358,308	263,489,006	70,671,989	▲ 6.1%
出雲市	4,247,465,293	4,095,303,332	2,893,015,882	923,787,071	278,500,379	▲ 3.6%
益田市	1,156,485,540	1,116,958,823	786,116,097	259,140,325	71,702,401	▲ 3.4%
大田市	946,075,257	873,425,933	633,837,387	186,414,639	53,173,907	▲ 7.7%
安来市	990,793,851	902,497,548	643,073,324	203,039,379	56,384,845	▲ 8.9%
江津市	606,153,462	592,919,227	440,821,043	118,968,025	33,130,159	▲ 2.2%
雲南市	960,010,590	899,259,087	647,938,692	198,976,512	52,343,883	▲ 6.3%
奥出雲町	321,510,126	304,342,305	212,384,899	72,727,706	19,229,700	▲ 5.3%
飯南町	126,248,927	118,543,521	86,252,176	25,852,921	6,438,424	▲ 6.1%
川本町	91,849,560	89,034,842	67,242,095	17,239,419	4,553,328	▲ 3.1%
美郷町	122,837,884	112,807,988	83,896,270	23,820,793	5,090,925	▲ 8.2%
邑南町	303,459,664	283,205,580	198,950,927	66,540,090	17,714,563	▲ 6.7%
津和野町	210,653,181	199,000,907	144,709,606	43,099,213	11,192,088	▲ 5.5%
吉賀町	148,666,661	139,257,534	97,855,140	32,830,555	8,571,839	▲ 6.3%
海士町	78,437,392	75,281,524	52,230,308	17,894,658	5,156,558	▲ 4.0%
西ノ島町	111,812,733	100,813,410	71,441,752	23,941,522	5,430,136	▲ 9.8%
知夫村	28,828,438	26,716,560	18,053,914	6,918,277	1,744,369	▲ 7.3%
隠岐の島町	422,378,552	398,032,204	276,326,994	95,225,032	26,480,178	▲ 5.8%
県計	16,942,913,997	16,128,574,790	11,488,492,385	3,603,140,362	1,036,942,043	▲ 4.8%

令和4年度 一人当たり保険料収納必要額

資料(1)別紙4

一人当たり保険料収納必要額とは、各市町村が集める医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に係る保険料総額を被保険者数で除したものを合算したものであり、この額が実際に賦課される保険料ではない。

(単位:円)

	平成28年度 一人当たり 保険料 必要額 A	令和3年度		令和4年度		増減率			【参考】 Fの単年度 換算増減率
		一人当たり 保険料 必要額 B	【参考】 被保険者数 (人)	一人当たり 保険料 必要額 C	【参考】 被保険者数 (人)	B/A-1 D	C/B-1 E	C/A-1 F	
松江市	113,438	116,208	33,509	114,022	32,752	2.4%	▲1.9%	0.5%	0.1%
浜田市	104,915	103,827	9,648	101,109	9,212	▲1.0%	▲2.6%	▲3.6%	▲0.6%
出雲市	117,234	117,433	30,222	116,913	29,411	0.2%	▲0.4%	▲0.3%	0.0%
益田市	91,759	96,944	9,180	96,282	8,913	5.7%	▲0.7%	4.9%	0.8%
大田市	101,187	106,592	7,006	104,651	6,599	5.3%	▲1.8%	3.4%	0.6%
安来市	106,252	112,498	7,398	109,790	6,847	5.9%	▲2.4%	3.3%	0.5%
江津市	114,597	92,526	4,332	100,732	4,272	▲19.3%	8.9%	▲12.1%	▲2.1%
雲南市	112,013	108,669	7,088	104,355	6,773	▲3.0%	▲4.0%	▲6.8%	▲1.2%
奥出雲町	115,468	128,975	2,563	115,313	2,373	11.7%	▲10.6%	▲0.1%	0.0%
飯南町	110,982	96,036	969	93,263	907	▲13.5%	▲2.9%	▲16.0%	▲2.9%
川本町	97,823	96,096	639	91,391	621	▲1.8%	▲4.9%	▲6.6%	▲1.1%
美郷町	99,146	98,038	965	92,735	880	▲1.1%	▲5.4%	▲6.5%	▲1.1%
邑南町	99,618	99,622	2,410	93,316	2,320	0.0%	▲6.3%	▲6.3%	▲1.1%
津和野町	96,281	102,000	1,633	94,920	1,601	5.9%	▲6.9%	▲1.4%	▲0.2%
吉賀町	86,459	90,524	1,288	89,818	1,185	4.7%	▲0.8%	3.9%	0.6%
海士町	109,332	115,157	535	112,724	530	5.3%	▲2.1%	3.1%	0.5%
西ノ島町	124,591	122,797	759	106,959	722	▲1.4%	▲12.9%	▲14.2%	▲2.5%
知夫村	121,914	112,759	202	112,253	187	▲7.5%	▲0.4%	▲7.9%	▲1.4%
隠岐の島町	105,639	101,585	3,325	98,490	3,107	▲3.8%	▲3.0%	▲6.8%	▲1.2%
県平均	109,767	110,803	123,671	108,860	119,212	0.9%	▲1.8%	▲0.8%	▲0.1%

※ 一人当たり保険料必要額のうち介護納付金分は介護納付金に係る保険料収納必要額を一般被保険者(H28分についてはH28とR4の介護第2号被保険者の数等で別途調整)で除したもの(人数調整後)である。

※ H28決算の「一人当たりの保険料必要額」は、H28の実際の保険料に法定外繰入等を加算するなどの調整を行ったものである。

※ 「一人当たり保険料必要額」は、自然増と制度改正影響による伸率(単年度あたり1%)を反映した伸び率に収まるように調整した額(激変緩和後の額)である。(令和4年度は激変緩和の対象市町村なし)

※ 本表の金額は、低所得者に対する保険料軽減措置を適用する前の額である。また、収納率による調整は行っていない。

## 令和4年度都道府県標準保険料率及び市町村標準保険料率

国保法第82条の3の規定に基づき、県が市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値を算定し、公表するもの。

## 1. 都道府県標準保険料率(県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値)

都道府県名	医療分		後期支援金分		介護納付金分	
	応能割率	応益割額	応能割率	応益割額	応能割率	応益割額
島根県	6.46%	40,336円	2.54%	15,385円	2.21%	15,873円

## 2. 市町村標準保険料率(県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値)

市町村名	医療分				後期支援金分				介護納付金分			
	応能割率 (所得割率)	応益割額		応能割率 (所得割率)	応益割額		応能割率 (所得割率)	応益割額		応能割率 (所得割率)	応益割額	
		(均等割額)	(平等割額)		(均等割額)	(平等割額)		(均等割額)	(平等割額)			
松江市	6.61%	47,394円	29,009円	18,385円	2.54%	17,674円	10,818円	6,856円	2.22%	16,874円	11,292円	5,582円
浜田市	6.33%	45,358円	27,763円	17,595円	2.48%	17,244円	10,555円	6,689円	2.14%	16,286円	10,899円	5,387円
出雲市	6.67%	47,823円	29,272円	18,551円	2.59%	18,016円	11,027円	6,989円	2.21%	16,810円	11,249円	5,561円
益田市	5.76%	41,272円	25,262円	16,010円	2.48%	17,237円	10,551円	6,686円	2.14%	16,285円	10,898円	5,387円
大田市	6.73%	48,297円	29,562円	18,735円	2.50%	17,436円	10,672円	6,764円	2.15%	16,328円	10,927円	5,401円
安来市	6.69%	47,970円	29,362円	18,608円	2.54%	17,704円	10,836円	6,868円	2.17%	16,514円	11,051円	5,463円
江津市	6.41%	45,963円	28,133円	17,830円	2.49%	17,365円	10,629円	6,736円	2.12%	16,107円	10,779円	5,328円
雲南市	6.20%	44,456円	27,211円	17,245円	2.50%	17,425円	10,666円	6,759円	2.17%	16,514円	11,051円	5,463円
奥出雲町	6.78%	48,630円	29,766円	18,864円	2.47%	17,182円	10,517円	6,665円	2.14%	16,266円	10,885円	5,381円
飯南町	5.66%	40,556円	24,824円	15,732円	2.45%	17,056円	10,440円	6,616円	2.09%	15,900円	10,640円	5,260円
川本町	5.65%	40,522円	24,803円	15,719円	2.43%	16,899円	10,344円	6,555円	2.12%	16,127円	10,792円	5,335円
美郷町	6.12%	43,884円	26,861円	17,023円	2.46%	17,114円	10,475円	6,639円	2.14%	16,290円	10,901円	5,389円
邑南町	5.48%	39,295円	24,052円	15,243円	2.49%	17,310円	10,595円	6,715円	2.17%	16,454円	11,011円	5,443円
津和野町	6.27%	44,990円	27,538円	17,452円	2.40%	16,700円	10,222円	6,478円	2.04%	15,478円	10,358円	5,120円
吉賀町	5.59%	40,120円	24,557円	15,563円	2.48%	17,235円	10,549円	6,686円	2.13%	16,213円	10,850円	5,363円
海士町	5.58%	40,048円	24,513円	15,535円	2.48%	17,241円	10,553円	6,688円	2.13%	16,143円	10,803円	5,340円
西ノ島町	5.47%	39,217円	24,004円	15,213円	2.45%	17,029円	10,423円	6,606円	2.08%	15,834円	10,596円	5,238円
知夫村	4.73%	33,892円	20,745円	13,147円	2.64%	18,396円	11,260円	7,136円	2.08%	15,801円	10,574円	5,227円
隠岐の島町	5.46%	39,171円	23,976円	15,195円	2.43%	16,912円	10,352円	6,560円	2.12%	16,085円	10,764円	5,321円

## 【留意事項】

・当該標準保険料率の算定に用いる市町村ごとの所得総額は、過去3年間の一人当たり平均所得と被保険者数の推移を踏まえた推計値となっており、実際に市町村が被保険者に賦課する所得総額とは異なる。

・このことから、当該標準保険料率により市町村がそのまま保険料の賦課を行った場合、必要な保険料総額を確保できないケースも想定されるため、実際に必要な保険料総額が確保できるよう、市町村はこれまでどおりの方法で保険料率を算定する必要がある。